



平成 25 年 3 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社 小糸製作所
代 表 者 名 取締役社長 大嶽昌宏
(コード番号 7 2 7 6 東証第 1 部)
問 合 せ 先 執行役員総務部長 井上敦
(TEL 0 3 - 3 4 4 3 - 7 1 1 1)

公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令について

当社は、自動車用ランプの取引に関し、独占禁止法違反の疑いがあるとして平成 24 年 3 月 13 日に公正取引委員会による立入検査を受け、以降、同委員会の調査に全面的に協力してまいりました。

本日、平成 25 年 3 月 22 日に同委員会から、独占禁止法第 3 条(不当な取引制限の禁止)に違反する行為が認められるとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当社は、命令を厳粛に受け止め、さらなるコンプライアンス体制の強化と再発防止策の徹底を図り、信頼回復に努めてまいります。

お客様、株主様をはじめ関係の皆様へ、ご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 排除措置命令の概要

当社は、自動車用ランプの取引に関し、独占禁止法第 3 条(不当な取引制限の禁止)に違反する行為が認められるとして、違反行為が消滅していることを確認すること、独占禁止法遵守についての行動指針の周知を図ること、定期的な研修並びに監査を実施すること等の措置をとることを命じられました。

2. 課徴金納付命令の概要

納付すべき課徴金の額 : 34 億 2,859 万円

納付期限 : 平成 25 年 6 月 24 日

3. 今後の対応

排除措置命令及び課徴金納付命令の内容を慎重に検討の上、今後の対応を決定する予定です。

4. 業績への影響

上記課徴金につきましては、平成 25 年 3 月期決算において、特別損失として計上する予定であります。詳細につきましては、本日公表の「特別損失計上及び業績予想の修正に関するお知らせ」をご参照願います。

以 上